

☆ 知的障がいのある子どもの理解のために

知的障がいのある子どもを理解するために、基本的な事項について、「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にまとめてみました。



「知的障がい」とは

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

「知的機能の発達の明らかな遅れ」

知的機能とは、認知や言語などに関係する機能です。その発達に明らかな遅れがあるということは、精神機能のうち、情緒面とは区別される**知的面に、同年齢の子供と比較した際に、平均的な水準より有意な遅れが明らかにあるということ**である。



知能検査や発達検査の結果を参考にすることが考えられますが、発達期は変動が大きい場合があること、検査時の身体的・心理的状态、生活環境、教育環境などの影響があることを考慮して解釈する必要があります。

* 下線、太字は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記 (以下同様)

「適応行動の困難さ」

適応行動に困難さがあるということは、適応能力が十分に育っていないということであり、具体的には、**他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていない**ということである。よって、適応行動の問題とは、適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障や不利益を来している状態といえる。



適応機能検査や行動観察による把握が考えられます。同年齢の子供と遊んだり、一緒に行動したりできるか、その年齢段階において標準的に要求される身辺処理ができるかどうかなどが基準になります。

「知的発達の明らかな遅れ」と「適応行動の困難さ」は、両方が同時に存在することになります。そのため、知的障がいの状態等の把握には「知的発達の明らかな遅れ」と「適応行動の困難さ」を関連付けて把握しておくことが必要です。

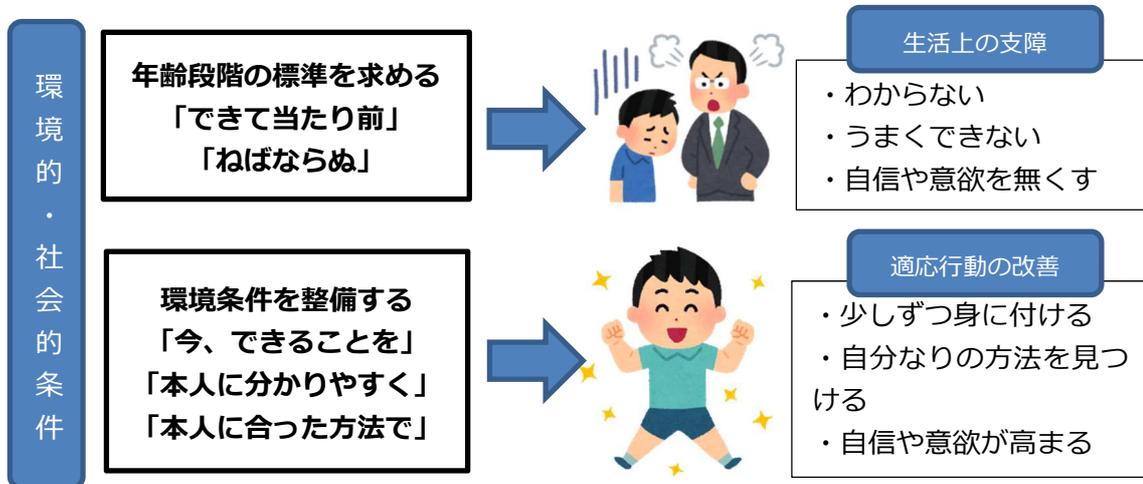


* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月) P120～

「環境的・社会的条件との関係で変わり得る可能性」

発達上の遅れ又は障害の状態等は、ある程度、持続するものであるが、絶対的に不変であるということではない。特に、幼児期の発達検査に基づく判断は学童期の実態と異なる場合がある。また、発達検査や知能検査上、軽度の遅れの段階にある子供の判断は、経過を追いつつ慎重にする必要がある。教育的対応を含む広義の環境条件を整備することによって、知的発達の遅れがあまり目立たなくなったり、適応行動がある程度改善されたりする場合もある。さらに、適応行動の問題は、その適応行動が要求されない状況になると顕在化しなくなるということもある。

つまり、知的障害は、個体の条件だけでなく、環境的・社会的条件との関係で、その障害の状態が変わり得る場合があることに留意する必要がある。



保護者や教師など、周囲の大人も環境の一部です。本人が今できることを基盤としながら生活できるようにしたり、身に付けさせたいことを、本人に分かりやすい方法で指導したりするなど、教育的対応がとても大切になります。

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性

知的障害のある子供の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられる。そのため、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導が重要となる。また、抽象的な内容の指導よりも、実際の生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的である。



特別支援学校学習指導要領解説各教科等編 (H30) には、知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を踏まえた教育的対応の基本 (第4章第2節の2) が示されています。指導に当たる場合の基本として、参考にしてください。